

民法の体系的・統合的教育に関する考察

入稲福 智

はじめに

民法は最も多くの規定・論点を持った法の一つである。そのため、本学（平成国際大学）法学部は5つ以上の民法科目を設置している¹。これは単一の法としては最多であるが、その多さゆえに、新たな科目も置かれている。つまり、多くの民法科目を統合する意義を持つ「民法入門」である。その他の科目は、民法の構成を基準にして配置されているが、他大学のカリキュラム編成も概ね同じであり、民法教育の概要は広く確立していると解される。

しかし、課題がないわけではない。例えば、本学は学生が民法を体系的かつ段階的に学べるように配慮し、カリキュラムを編成しているが、科目選択の自由を大幅に認めているため²、体系的・段階的教育が実践できているとはいいがたい。これでは、学生は個々の規定の内容は分かっても、民法が理解できるようになるわけではないため、学問的ないし法学教育上の観点から改善が求められる。改善策として広く取り入れられているのは履修上の自由の制限であるが、これは学生の自主性を損ねたり、進級を阻害する要因になりかねない。

なお、理想的な履修を強制するにしても、民法の理解を深めたり、学び安さを高めることに大きく貢献するとは限らない。なぜなら、例えば、時効、代理・委任、後見に関する規定など、民法の異なる編の中には互いに関連する規定が存在するが、民法の構成を重視した従来のカリキュラムでは統合的な指導は行えないためである。また、学生は次の科目に進まないと、制度の本質が理解できないといったことも生じるためである。

本稿では、このような問題意識の下、民法教育のあり方について検証する。

1. 民法の「法学入門」としての特性

民法科目の多さは「民法入門」という新たな科目を生んでいることは前述した通りである。個々の科目と同様に、入門書も多数、刊行され、種々のアプローチがなされていることが如

¹ 平成国際大学法学部では以下の民法科目が設置されている。

- ・民法Ⅰ（入門） 1年次・必修
- ・民法Ⅱ（総則） 1年次・必修
- ・民法Ⅲ（物権） 2年次
- ・民法Ⅳ（債権総論） 3・4年次
- ・民法Ⅴ（債権各論） 同上
- ・民法Ⅵ（家族法） 同上
- ・民事法特講 同上

² 前掲注1で挙げた科目の内、必修は「民法Ⅰ」と「民法Ⅱ」のみで、残りの科目は履修について学生は自由に決めることができる。

実に示しているように、民法教育はすでに「円熟」している。

また、カリキュラム編成は概ね確立していると捉えてよい。詳細には、民法の構成に沿って、「総則」「物権」「債権」「親族」「相続」の順に授業が行われるが、「親族」と「相続」は「家族法」として統合されることが、他方、「債権」は総論と各論に分割することが一般的である。なお、「物権」も「物権」と「担保物権」に分けられることがある。また、これらの科目を統括する「民法入門」の講座が開講されることが多くなっている。

このような状況にも拘わらず、本稿でカリキュラム編成について考察するのは、範囲の広さという民法特有の問題だけではなく、「親しみにくい」「難解」といった法律一般の問題があるためである。後者は、例えば、日常生活で「結婚」と呼ばれるものが、法文上は「婚姻」とされているように、日常用語と法律用語の不一致に基づいている。また、日常の会話では「遅滞なく」や「相当な」といった表現は用いられない。その他に、法文は概して複雑といった問題がある。そのため、フランスのように、条文が簡易・明快かつ口語体で書かれている場合はさておき³、我が国の法学入門者は法に慣れる必要があるが、民法の授業が法学教育の初期の段階で開始されること、つまり、民法は法学部生が最初に学ぶ法の一つであることを踏まえると、民法科目、特に、「民法入門」には法学入門的アプローチが求められることになる。

このような点を踏まえると、「民法入門書」の中には「法学入門書」としての特性を持ったものがあるのも首肯しうる。例えば、道垣内正人教授は『リーガルベース 民法入門』の冒頭の「民法は難しい？」と題する節の中で、「肩の力を抜いて、身近な例で考えてみよう」⁴と提唱した上で、AとBがテニスコートを借り、プレーするケースを挙げている。ただし、そこではAB間の取り決めが問題になっており、民法上の問題が取り上げられているわけではない。詳細には、テニスコートは誰が予約するか、それはどのような事情を考慮して決定するかといったことが書かれてある。また、C、D、Eの3人が加わると、役割分担やその取り決めが複雑になることが指摘されているが、入門書の冒頭で事例を複雑にするのは逆効果になりかねない。また、「民法入門」のテキストであることを考慮すると、社会におけるルールの形成と法の関連性にかかる説明は、民法を題材にするべきである。なお、2019年5月、EUはオンライン売買における消費者保護を目的とし、指令を制定している⁵。それ

³ フランスの法規範の明瞭性や簡潔性について、滝沢正『フランス法』第4判（三省堂 2010年）246～253頁を参照されたい。

⁴ 道垣内正人『リーガルベース 民法入門』（第3版）日本経済新聞出版（2019年）2頁。

⁵ DIRECTIVE (EU) 2019/771 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC, OJ 2019 No. L 136, p. 28. このEU指令の邦訳として、カライスコス・アントニオス、寺川 永、馬場圭太「物品の売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令（Directive (EU)

に照らし、EU加盟国は国内法（ドイツは民法）を改正しているが⁶、これは民法分野における「ルール作り」ないし「規範形成」の良い例として挙げることができる。

民法の授業は法学教育の初期の段階で開始され、「法学への入り口」の一つになっていることを考慮するならば、民法科目は法に慣れ親しむことを目標の一つとし、段階的に発展させることが重要と解される。とりわけ「民法入門」は「法学入門」としての役割も果たす必要がある。そのため、私法の特性や民事裁判制度についても説明すべきであるが、これが民法の理解を深める上で有益なのは言うまでもない。

なお、ドイツでは、留学生を対象にした民法入門書も刊行されており⁷、種々の法律用語や略語、文法ないし条文の読み方について説明している。

我が国で出版されている「民法入門」のテキストは、一般に、民法の構成に依拠した概説書である⁸。しかし、各編が定める諸制度の関連性が明白にならない他、私人間で適用される法という民法の性質ないし「私人」の概念、また、私的自治やそれに優先する強行規定の関係に関する説明が必ずしも十分ではないと解される。

2. 「総則」の特殊性を考慮したカリキュラム編成

2.1. 「総則」の細分化

前出の「民法入門書」では、当事者を増やし、事例を複雑化させている。確かに、それにも正当な理由があるが、初学者に対する民法教育では、事例をシンプルにするだけでなく、日常生活で生じる法律関係を取り上げるべきである。例えば、売買契約や不法行為に関する簡単なケースであるが、これらの債権法上の問題であれば、初学者でも学びやすいと考えられる。

2019/771)」関西大学学術リポジトリ（2019年12月）<http://hdl.handle.net/10112/00019938>（2022年3月20日現在）を参照されたい。

なお、同EU指令は、デジタル要素を持った商品（例えば、スマートスピーカー、スマートフォンで作動させる家電製品）の売買を対象にしており、デジタル・コンテンツ（例えば、CDやDVD）やデジタル・サービス（例えば、音楽配信）の売買については、他の指令が制定されている。See DIRECTIVE (EU) 2019/770 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content and digital services, OJ 2019 No. L 136, p. 1.

⁶ Anna Kirchhefer-Lauber, Digitales Kaufrecht 2022, JuS 2022, pp. 918-922.

⁷ Susan Lippmann and Lydia Scholz, Das BGB für ausländische Studierende - Übungen zu Rechtssprache und Methodik: Einführung in BGB AT und Allgemeines Schuldrecht, C.F. Müller 2017.

⁸ なお、その例外として、山川一陽『新警察民法』改訂版（立花書房 2019年）を挙げることができる。

このような私見に反し、「債権」よりも先に「総則」の講義が行われることが一般的である。しかし、行為能力、公序良俗、意思表示、時効といった「総則」内の規定は、特殊なケースについて定めており、また、代理のように、事例を複雑化する制度は初期の段階で説明する必然性は低いと考えられる。

特に、時効については、「債権」や「物権」の後で、または、消滅時効は「債権」の授業で、取得時効は「物権」の授業で説明する方が効果的である。なお、フランス民法典は占有権と取得時効を同じ章の中で規定しているが（第2編第11章）⁹、そのように統括することも制度の理解を深めることに貢献する。

同様に、成年後見は「親族」の中で説明し、代理は「債権」で委任や雇用について解説した後で扱う方が効果的である。

「総則」に限定せず、より広く考察すると、①贈与と遺贈の統括、②物的担保と人的担保の統括や、②夫婦財産契約を典型契約の一つとして「債権」で教えることにも意義があると解される¹⁰。また、人的担保と物的担保を統括することも、「民法」の理解を深めることに貢献する（フランス民法典は第4編でまとめて規定している）。

なお、フランス民法典（Code Civil）に「総則」編はなく¹¹、「総則」の講義も存在しないが、「総則」編がないため、民法典は素人でも理解しやすくなっている。また、我が国では、法学が嫌いになる法学部生が少なくないのは、「総則」の授業が初期の段階で行われるためと捉える見解もある¹²。その妥当性については他稿に譲るが¹³、「総則」が定める制度はむしろ特殊かつ複雑であり、初学者向けとは言えない。また、「総則」は、後世ドイツの学術研究に依拠し成立したことからも分かるように¹⁴、理論的ないし抽象的であり、初学者には向かないと考えられる。

⁹ この点について、滝沢・前掲書（注3）295頁を参照されたい。

¹⁰ 実際にフランス民法点は、贈与と遺贈をまとめて規定している（第3編第2章）。また、典型契約に関する章の中で夫婦財産契約について定めている（第5章）。

¹¹ フランス民法典は、1804年、ナポレオンによって制定されているが、「総則」編を置いていないのはローマ法（ユスティニアヌス法典）の伝統を引き継いでいるためである。この点について、ピーター・スタイン（屋敷二郎監訳、関良徳・藤本幸二訳）『ローマ法とヨーロッパ』（ミネルヴァ書房 2003年）146～148頁を参照されたい。

なお、ローマ法に依拠し、総則編を置かない民法典編纂方式は、ローマ法の学校のテキストであった「法学提要」（Institutiones, Institute）にちなみ、インスティトゥティオネス式と呼ばれる。この点について、滝沢・前掲書（注3）293頁を参照されたい。

¹² 滝沢・前掲書 294頁。

¹³ 「法学嫌い」の要因としては、その他に、①法文、判例、専門書の文章表現の難解さや複雑さ、②論点の多さや難解さに基づいていることが考えられる。

¹⁴ この点について、スタイン・前掲書（注11）152～158頁を参照されたい。

このような私見に従ってカリキュラムを設けるとすれば、民法教育の体系は、部分的ではあれ、大きく変わることになる。また、民法の構成に完全に合致しないことに起因する問題も生じよう。しかし、民法が身近な法であることを示したり、学習効率を上げるためには、カリキュラムを見直すことにも意義がある。

なお、筆者による分類とは異なるが、民法の体系に拘束されず、カリキュラムを編成する大学もある¹⁵。

1.2. 「総則」と「民法入門」との調整

ところで、「総則」を後に回すことは、その省略を意味するわけではない。

「総則」には私法の一般原則に関する規定も含まれており、それらや所有権の絶対的保障、過失責任主義、私的自治の原則等を「民法入門」で重点的に説明すると、民法教育を体系的・段階的に行うことが可能になる。ただし、法人はさることながら、成年後見、意思表示の瑕疵、代理、条件・期限といった特殊な制度については、「民法入門」であえて扱う必要はないと考えられる¹⁶。

なお、ドイツでは「私法概説」という授業が設置されることがあり、入門書（「私法入門」）も出版されているが¹⁷、「私法概説」は私法の一般原則だけではなく、民事裁判制度も対象としているため、より体系的ないし効果的な教育を可能にしている¹⁸。

3. 「物権」と「債権」

ところで、フランス民法典（Code Civil）は「総則」を設けず¹⁹、「人」「物」「債権」の三

¹⁵ <http://www2.kobe-u.ac.jp/~yamada/edu/hensei.html>

なお、本文中の表は、①細分化された点を強調し、また、② 行数を削減する目的で、筆者により加工してある。

¹⁶ なお、伊藤真『伊藤真の民法入門』第7版（日本評論社 2020年）では、「民法総則」上の制度に関する説明は省かれている。

¹⁷ 私法入門のテキストは我が国でも刊行されているが、ドイツ語文献としては、例えば以下の書籍が挙げられる。

– Dieter Schwab, Martin Löhnig, Einführung in das Zivilrecht, 20. Auflage, C.F. Müller, 2016.

– Wolfgang B. Schünemann, Udo Kornblum, Stefan Müller, Privatrecht für den Bachelor, 14. Auflage, C. F. Müller 2021.

¹⁸ なお、道垣内教授の民法入門書（注4）23～26頁でも、裁判制度について説明されている。

¹⁹ フランス民法典は、1804年、ナポレオンによって制定されているが、「総則」編を置いていないのはローマ法（ユスティニアヌス法典）の伝統を引き継いでいるためである。

なお、「総則」を置かず、「人」「物」「訴訟」の三つの区分からなる「法学提要」は、「数が少なく、扱いやすいため……集中力に乏しい生徒にも適していた」（スタイン・前掲書（注11）24～25頁）と評されることもある。

部構成²⁰を伝統的に²¹採用している。そのため、「総則」の授業は存在しない。また、民法典の構成に即さず、「債権」「物」「人」の順に科目が設置されることが一般的であるが²²、それらを明確に区分しない、統合的な授業も1年次より行われている²³。

これに対し、ドイツ民法（BGB）は五つの編からなり、その体系に即し、「総則」「債務」²⁴「物権」「親族」「相続」の順に授業が行われる。つまり、パンデグテン式を採用するドイツ民法は第1編を「総則」としており、民法教育は「総則」から始まる。次に「債務」の授業が行われるのも、民法の構成に合致している。つまり、ドイツ民法は「債権」を第2編とし、「物権」は第3編とするが、売買、賃貸借、請負といった契約関係や、不法行為や不当利得などの非契約関係の方が初学者にはイメージしやすく、学びやすいといったメリットがある。また、物権変動は債権の効果の一つであり、「債権」の講義を先に行う方が時系列に合致し分かりやすい。特に、担保物権は「債権」の後で説明する方が民法の段階的・統合的履修に適するし、用益物権の多くは実社会で少なくなっているため、初学者はイメージしづらい。

独仏民法に大きな影響を与えたローマ私法の入門書でも、まず債権（売買）を題材にしたケースが挙げられることがあるが²⁵、これは上述した理由に基づいていると解されるが、契

²⁰ 正確には下記の通りである。

第1編 人(Des personnes)

第2編 財産および所有権の様々な変容 (Des biens et des différentes modifications de la propriété)

第3編 所有権を取得する様々な態様 (Des différentes manières dont on acquiert la propriété)

ただし、第1編の前に8箇条からなる「序章」(Titre préliminaire)があり、法の施行・効力に関する規定や抵触規定が置かれている。

²¹ なお、2002年12月と2006年3月の民法改正を経て、現在は5編構成である（第4編は担保について、また、第5編はフランスの海外領土であるマイヨットでの適用について定めている）。ただし、我が国やドイツの構成とは本質的に異なる。仏民法典の再編について、滝沢・前掲書 299～300頁を参照されたい。

²² なお、フランス民法第1編「人」には親族に関する規定が多数盛り込まれているため、実質的に、「債権」「物」「親族法」の順で授業が行われることになる。「相続」は「所有権を取得する様々な態様」の最たるものとして、第3編第1章で規定されている。

²³ この点について、齋藤哲志「第14章 フランス法『異なる法』を学ぶ」南野森（編）『新版 法学の世界』（日本評論社 2019年）を参照されたい。

²⁴ ドイツ民法では「債権」ではなく、「債務」という表現が用いられているが、これは、ドイツ語では、「～に代金の支払いを請求する」よりも、「～に代金を支払わなければならない」とする方が分かりやすい、ないし、表現しやすいことにもよる。なお、債権が発生しても、常に、または、直ちに債務を履行しなければならないわけではないため、実社会では「債権」より「債務」の方が重要である。

²⁵ Christian Reiter, Einführung in das römische Privatrecht: Ausgewählte Themengebiete

約法はローマ法の「最も独創的な部分であり、賞賛に値する部分」²⁶であることにもよる。

その他に、①物権変動は一般に債権行為の効果であり、時系列に沿って学ぶ方が理解しやすく、かつ、統合的な理解には、その方が適していること、②私法の大原則である私的自治は「債権」に関わる場合が多いこと、③民法は私人間で取り決めていない事項に適用されるという民法の特性は、「債権」でより具体的に学べること、④物権の効力は特殊であること、さらに、⑤「物権」でも、特殊な債権（物権的請求権）について説明されるが、一般的なことから先に教えるべきであるといった点が挙げられる。

4. 財産法と家族法

我が国では、「親族」と「相続」が家族法として統括されることが一般的であるが、家族法を何学期に開設するかについて定説はない。しかし、「総則」の後であることが確立している。私見は「総則」は「債権」と「物権」の後にすべきと考えるため、家族法は財産法の後になる。

なお、「相続」や夫婦財産契約は「債権」で統括することも、統合的履修という観点から有益である。

5. 民法体系の拡張

民法教育のあり方は、教育目標や教育期間の長さにも左右されるが、それらが限定される場合の方が、統合的で、学びやすいカリキュラムが必要になると考えられる。

逆に、消費者保護法や知的財産法といった発展科目を設ける場合にも、民法ないし私法体系を意識した統合的な教育が求められる。なお、ドイツの法学教育は法曹の養成を目標にしており、教育内容も高く設定されているが、消費者保護法や知的財産法といった発展科目は置かれていない。これは「債権」の中に組み込まれているためと捉えることもできるが²⁷、体型的な教育を実現する上では、個別に授業を設けるより望ましいと考えられる。

6. 民法担当教員間の連携や一人の教員による教育

体系的・統合的な民法教育を効果的に実践するには、各科目の担当教員相互間の連携が重要になる。また、同一の教員が「総則」「物権」「債権」を担当することも有益と考えられる。

und Fälle, Böhlau Verlag 2021, 1. Grundlage.

²⁶ アラン・ワトソン（瀧澤栄治・樺島正法訳）『ローマ法と比較法』（信山社 2006年）147頁。

²⁷ 実際に、ドイツは、消費者保護、製造物責任、包括的旅行契約などについては、新たに法律を制定するのではなく、民法典の中に規定を盛り込んでいる。

7. 講義と演習科目の同時開講

講義科目の他に、演習科目を設けることは教育の充実化に貢献する。我が国では、初年度より専門演習が実施されることはまれであるが、ドイツの大学では、初年度より、講義科目の内容に関連した演習科目が置かれている。また、学生同士でグループを作り、学び合う制度も設けられている。

8. 国際私法

「法の適用に関する通則法」は民法の構成に即しているが、全 43 条とコンパクトであるため、民法の体系を理解するのに適している。また、国際私法では、具体的な法律行為の分類ないし性質決定を行う必要がある。例えば、ある行為は委任か、それとも事務管理として捉えるべきかといった問題であるが、これは民法の理解を深めることに資する。

なお、フランスやスペインは国際私法を個別に制定せず、民法典内で定めているが、民法科目とは明確に区別されることが一般的である。

9. 必修科目の限定

民法の構成に即し、科目を設けると、その数が多くなる。これらの全てを必修にすることは現実的ではないが、科目を統合して、その数を減らすならば、必修化への道が開ける。科目の統合によって漏れた制度・法律関係は、必修ではない発展科目で扱えばよい。

終わりに

本稿では、法ないし法学は一般に難解と評されている中、法学教育の早い段階に置かれ、かつ、最も科目数の多い民法のカリキュラムについて検討したが、私見は以下の通りである。

- 1) 民法の授業は法学教育の初期の段階で開始され、「法学への入り口」の一つになっている。そのため、民法科目では法学入門的なアプローチが求められる。つまり、我が国の民法は、フランス民法のように、簡易・明快かつ口語体で書かれているわけではないため、民法科目は法に慣れ親しむことを目標の一つとし、段階的に発展させることが重要である。とりわけ「民法入門」は「法学入門」としての役割も果たす必要がある。ドイツでは、「民法入門」ではなく、「私法入門」が法学教育の初年次に置かれることがある。後者は私法の特性や民事裁判制度も対象とするが、これが民法の理解を深める上で有益なのは言うまでもない。
- 2) 我が国の民法教育は、民法の構成に即し、「総則」から始められているが、行為能力、公序良俗、意思表示、時効といった「総則」内の規定は、特殊なケースについて定めている。また、代理のように、事例を複雑化する制度について定めている。法学教育

- の初期の段階では、特殊な制度ではなく、一般的な制度について教えるべきであるため、「総則」を初年次に置くのは適切ではない。なお、ローマ法やその形式に従い編纂されたフランス民法典には「総則」がなく（そのため、フランスでは「総則」に特化した授業がない）、民法の構成がシンプルであるため、学びやすいとされている。
- 3) 時効は「債権」や「物権」の後で、または、消滅時効は「債権」の授業で、取得時効は「物権」の授業で説明する方が効果的である。また、「未成年者」や「成年後見」は「親族」の中で教えるべきである。
 - 4) 「総則」以外の編で定められている制度の統合も段階的・統合的履修を可能にし、民法の理解度を高めるには有益である。例えば、①贈与と遺贈の統括や、②物的担保と人的担保の統合である。また、③夫婦財産契約を典型契約の一つに組み込むこともできる。
 - 5) 物権変動は債権行為の効果の一つである場合が多く、事象を時系列に沿って教える方が学生は理解しやすい。また、民法の大原則である私的自治や、民法は私人間で定めていないことに適用されるといった特性は債権に強く関わるだけではなく、売買や賃貸借といった契約は市民に最も身近な法律関係である一方で、用益物権の多くが設定されるケースは少なくなっていることを考慮すると、「物権」よりも「債権」を先に教えるべきである。
 - 6) 私見に沿って民法のカリキュラムを再編成すると、民法の構成に合致しないことに起因する問題が生じることも否定できない。また、「六法」に比重を置き民法教育を行うとすれば、混乱が生じるおそれがあるが、「教材」を民法の構成にとらわれずに作成し、それを用いて授業を進めるのであれば、大きな問題は生じない。むしろ、学生の考察力を高めるといったメリットがある。
 - 7) 消費者保護や知的財産法等の科目は民法科目に統合する方が民法の理解度が深まる。また、「総則」「物権」「債権」を一人の教員が担当すると、段階的・統合的 education をより効果的に行うことができる。
 - 8) 全 43 条と非常にコンパクトな「法の適用に関する通則法」は民法の体系に沿って条文が配置されている。民法体系に関する理解度を深めるため、国際私法との結び付きを強化すべきである。
- ※ この考察は、令和 3 年度平成国際大学共同研究「民法の体系的・段階的教育」（代表小西飛鳥）の成果の一つである。